

現行最賃制の機能

——その虚妄性と現実性——

下山 房雄

現行最賃制の評価

白井泰四郎さんが、「虚妄の最賃制」という論文を『季刊社会保障研究』に書いていると側聞した時、私は、早合点で、白井さんが現行最賃制批判論文を書いたものとばかりきめこんでしまった。しかし、本誌 12 巻 1 号の読者は御存知のように、白井論文は、労働組合が要求していて未実現の全国一律最賃制を批判する内容のものであった。

どうして、私がこうした早とちりをしたのかというと、私にとって、現行最賃制の決めている金額が低すぎてお話にならないというのは一つの常識であるように思われていたからである。たとえば、長らく神奈川県最賃審議会の公益委員をつとめられ 75 年に急死された横浜国大教授・森弘毅氏は、生前に私の質問に答えて、「あの金額はまあ別世界の数字ですよ」と言われていた。中賃や労働省とは反対に、全国一律最賃制ではなくて、現行最賃制こそが、「現状では実効性を期待し得ない」とみる見方はかなり強い。最賃制研究の大家藤本武氏も、現行最賃制をあってもなくても同じようなものと評価されている。

他方、実効性はむしろ逆の意味で存在するという見解も根強い。たとえば、賃金理論研究会編「77 年春闘図説」における次のような叙述がそれである。「現実の日本の賃金抑制機構は、厚生大臣の決める生活保護基準を起点として、これに労働大臣の決める失対賃金が連動し、そして労働行政はこれを上限に地域包括最賃を決定……この連動は低下傾向を特徴としており、その結果生活保護基準より低い賃金が公的機構によってつくりだされている」（『賃金と社会保障』77 年 1 月上旬号、

30 ページ）。私自身も、現行最賃制は「ほぼ現状追認的でほとんど賃金引上げの機能を果たしていないどころか、むしろ低賃金構造の安定・温存策となっている」（泉卓二編『賃金管理』45 ページ）との特徴づけを与えている。地方進出の農村工場において、女子パートタイマーの賃金水準が地域最賃によって正当化されることが多いのもこうした特徴づけの根拠になっている。

労働運動の側では、むしろそうした特徴づけが「正統派」的である。「決定権はない審議会」「大衆闘争からきりはなし」「現状を制度的に固定化」「実質的な賃金統制」などから、「こうしたごまかしのニセ最賃法では何にもなりません」と説く「学習の友別冊・77 春闘勝利への道」79 ページの叙述はその典型例である。

現行最賃制をニセ最賃とよぶのは、59 年制定の最賃法が、ILO 26 号条約にうたわれている内容での労資対等原則を欠くものであったことに対する批判として始まっているのであるが、今日では要するに実効性が無いか、あるとすれば低賃金政策としてあるという意味で流布されている。だが、こうした意味でニセ最賃と称ぶなら、実効性の有無の基準をどこに求めるかにもよるが、現在 26 号条約批准国 80 ヶ国のうち、ニセ最賃でないところは何ヶ国もないということになるだろう。

労働省筋では、もちろんこうした見解には反対であって、「労働者数の第一・十分位数の賃金に対する最低賃金の割合をとってみると、わが国の水準はイギリス、アメリカ以上のところにあるとみられる」（藤縄正勝『日本の最低賃金』477 ページ）という評価さえある。

さて、私はこの英米以上という評価に与するのには躊躇するが、しかしさきの「正統派」的見解

を固定的教条的に維持するのも正しくないとみるものである。76年1月の宮城県における地域包括最賃公示によって全国的普及が完了した段階では、業種別最賃しかないイギリスと比べると、制度の包括性において明らかに我国の方が秀れている。生保一失対一最賃の低下連動機構についても、固定的ではなく、75年度の最賃改訂で、茨城・埼玉・大阪の三府県が失対賃金を上まわり、最賃制による失対賃金の引上げ問題が提起されるに至った。このため、労働省は、76年度より失対賃金を日額ではなくて就労時間制限との組み合わせによる時間額で定めることにして、失対賃金と最賃との関係を切断した。76年度の最賃改訂では、約半数の県で最賃日額が、失対賃金日額を上まわることになったが労働省は全日自労などの日額適用要求を斥け、時間額を適用することにして失対賃金の膨脹を阻止している。この場合、東京の最賃にあった2/3条項（所定時間の2/3を越える短時間労働者には日額を適用する条項）が生きていると、6時間・7時間の失対労働者にも日額を適用せねばならぬことになるが、76年度改訂でこの条項は廃止され、労働省にとってさしあたりの障害は除去されたのである。

ともあれ、現行最賃制を、労働運動の圧力を基軸にして変化しつつある存在とみることが重要である。決定金額についても、後述のように、一方では地域間・業種間の相互依存関係が較差縮小傾向をとまなつつ強化されており、他方では次第に市場賃金の底辺へ接近しつつある。低賃金温存・固定策として機能する可能性と「改良」の機能の展開する可能性との両刃の剣として現行最賃制をとらえ、かつ今日の状況のもとで、前者から後者への傾斜が進みつつあるとみるべきであろう。

60年代の総評なり春闘共闘なりの全国一律最賃制要求の意図とはずれた結果として生まれた68年法改正によって、今日の我国最賃制は、次第に「改良」の機能を強めつつある存在となった。労働運動の中で現行最賃制を排撃する「正統派」的姿勢と、「改良」を評価する現実的姿勢とが同時並存する状況も、そうした変化過程のもとでは必然的に生まれざるを得ない。

一例として、76春闘時の「社会新報」をみてみよう。「社会新報」の76年2月11日号は、解説記事「76国民春闘（3）全国一律最賃制」の中で、日本の現行最賃法は、「全国全産業一律最賃制を阻止し、地域別にバラバラに分断して低賃金を維持するのを目的とした」ニセ最賃だと断じている。この叙述と、同紙2月29日号「国民春闘の底辺（1）最低賃金闘争」における宮城県最賃の評価や、6月9日号における長野最賃の評価とは明らかに矛盾している。つまり、前者（宮城）では、「地域包括最賃確立の要求を貫徹し、これを全国全産業一律最賃確立のたたかいへ発展させる」ことを目的の一つとした地域ストとその成果が評価されており、後者（長野）では、「今春闘で県春闘共闘委員会がストライキをかけてたたかった結果、県最低賃金は例年より三ヶ月も早く実現される……一年に二度も賃上げが実現できるわけで、インフレ、高物価のおりから、これが適用される未組織労働者らにはささやかなプレゼントになる」と報ぜられているのである。

73年8月に行なわれた春闘共闘拡大共闘委員会における討論の中でも、対立する二様の意見が提起されている。その一つは、山口県共闘の「今日重要なことは、現行法廃止の要求をもっと前面にだして闘いを組織すべきである」というものであり、もう一つは長野県共闘の「16条方式に移行してからは、組織労働者が低賃金の未組織労働者に一定の利益を約束させるものだという位置づけのもとに、労使対等決定を前提条件に地賃へ参加した。……今日までの最賃制闘争について感ずるのは、組織労働者の運動が観念的過ぎたのではないかということである。現実的対応が重要ではないだろうか……」というものである（「最賃闘争ニュース」No. 8）。

こうした対立・矛盾は、結局、現行最賃制を全国一律最賃要求に対抗するものとみる60年代の基本的見解を固定したままで、現実には現行最賃制の「改良」の効果の追求を行なうということからきている。この矛盾については、さきの白井論文では、7万円一律最賃要求が幻想的「フッカケ要求」であることは春闘共闘も「よく知る所」

であり、そうでなければ、「総評や大阪の共闘委で失対賃金を一円上回る 2,064 円の地域別最低賃金を獲得した成果をあれほど謳歌する筈がない」という形で揶揄されている（本誌12巻1号9ページ）。また、吉村励さんは、この矛盾を「はずかしさのために、腋の下から汗が出てくるほどの〈タテマエと本音の分離〉」にとらえられ、そこから全国一律最賃制の要求運動の〈凍結〉を提唱されている（吉村励「最賃制の理論と運動の再検討」大阪市大経済研究所『現代労働問題の諸断面』34—35 ページ）。

過去約 30 年の間に、76 春闘時の大阪最賃共闘の闘争以外には、最賃制闘争は「大衆的な運動としては存在しなかった」とみる（前掲吉村論文 9 ページ）、あるいは「地域包括最賃」の改訂闘争と全国一律最賃制要求闘争とを段階的に位置づけるなどの吉村さんの見解に私は同調しない。また、被支配者が権力と交渉することを権力主義と難じたり、かりに全国一律最賃を法制化しても現状と「実質的に変りはないであろう」（前掲白井論文、5 ページ、13 ページ）とみるなどの白井さんの見解にも私は賛成できない。しかしながら、労働運動が現行の最賃法の機能の充分な発揮をより一層自覚的に行なうことに重要性を与える点で、私は両氏と共通の立場にたつものである。以下では、そうした立場を支えるいくつかの事実について述べることにしたい。

地域包括最賃の相互関連性の強化

72 年 3 月公示の岐阜・山口両県の地域包括最賃施行から始まり今日に至る地域包括最賃は、全体として 4 度の改訂を経ている。この改訂の回を追うにつれて、改訂の時期・引上げ率が集中している趨勢をみることができる。最初の改訂は、「狂乱物価」との対応で 74 年 2 月に行なわれた「緊急特別措置」である。73 春闘における春闘共闘の「毎年改訂」の要求を労働省が事実上拒否したために、この時点で早いものは公示後既に 2 年経過していたわけであるが、結果としてこの 73 年度改訂から以降、地域最賃はほぼ毎年度改訂されるに至っている。

表 1 地域包括最賃 1973 年度改訂の内容

上昇率(%)		13	14	17	18	19	20	21	22	23	25	41	計
当初公示年月													
1972.	3								2	○			2
	4						1	2	②				5
	5								○		1		1
	6								①				1
	7						1	2	○				3
	8					1	3	①					5
	9							①					1
	10					2	①				2		4
	11			2	1	1	○						4
	12			1	①								2
	1973.	1		○									
	2		1	①									2
計		1	1	3	2	4	7	5	5		1	1	30

注) 上昇率は、小数点以下切捨て（以下でも同様）。

○印は、消費者物価指数の 73 年 12 月にかけての上昇率相当の欄

この 74 年 2 月（公示年月、以下でも同様）改訂は 30 道県（ただし滋賀県の 3 月・41.6% アップを含む）について行なわれた。残り 17 都府県のうち 15 は改訂見送り、2 県（宮城 76 年 1 月、福島 74 年 7 月）では地域最賃が未設であった。改訂された 30 の地域最賃の最初の公示年月と改訂率の関係は、表 1 にみる通りであり、「通常の場合における方式を簡略化し、当該最低賃金の効力発生後の消費者物価の動向により、本年度中に改訂措置を講ずること」（中賃の 76 年 1 月 8 日付建議）とした結果がそのままあらわれている。1,360 円へ 41% アップの滋賀県および 1,330 円へ 25% アップの三重県は、若干とびはなれているが、これらは 73 年 11 月に新設された愛知県の 1,350 円という金額に影響されたものであろう。

さて、この 73 年度改訂は、表 1 に表示のように、73 年 12 月までの物価騰貴に辛うじてスライドする程度の改訂であり、73 年 12 月から 74 年 2 月までの消費者物価の 10% ポイントの上昇を考慮すると、軒並み実質ダウンの改訂であった。そのうえ、74 春闘の 3 割ベースアップがあったので第 2 回の改訂は必然であった。74 年度に行なわれた第 2 回の改訂についてみてみよう。

第 2 回改訂は、74 春闘における春闘共闘の対労働省交渉での了解事項——「賃金・物価事情の急激な変化に対応し、最低賃金の実効確保の立場か

表 2 地域包括最賃 1974 年度改訂の時期

新設または 前回改訂年月	改訂年月			1975 年		小 計	改 訂 せ ず	計
	1974 年			1	2			
A 新	1973 2, 3月		1		2	3	1	4
B 設	6, 8月		2			2		2
C 設	10, 11月	1	1	2	1	5		5
D 1973 12月		1		1	1	3	1	4
E 1974 1月		3	9	15	2	29	1	30
E 1974. 2, 3月改訂								
計	1	7	12	17	5	42	3	45

ら、中賃の意見をきき、現在決定されている最低賃金の効率的改訂を速やかに行なう」——のとりつけを経たうえで、74 年 10 月から 75 年 2 月にかけて 42 都道府県（以下県と略称）の地域最賃について行なわれた（表 2）。

この時の改訂は、緊急でないつまり通常の改訂としては最初ということになるわけだが、改訂の時期は 4 ないし 5 ヶ月にわたっており、上昇率のバラツキもかなり大きいものであった。しかし、この上昇率のバラツキは、水準のバラツキを拡大したものかという点必ずしもそうでない。較差は絶対的には拡大したが相対的には縮小している。73 年度末と 74 年度末のすべての地域最賃について比較してみると、最低に対する最高の比率は +43% から +63% に拡大してはいるが標準偏差の平均に対する比（分散係数）は 9.4% から 8.7% へ縮小している。この時の改訂が 2 度目の改訂にあたる 29 県分（表 2, 3 の E）に限定して比べると、較差の相対的縮小傾向はより強い（表 4 参照）。

上昇率のバラツキが、むしろ水準の統一化の結

表 3 地域包括最賃 1974 年度改訂の上昇率

%	A	B	C	D	E	計
51	1					1
50	1					1
46					2	2
42					1	1
41	1					1
40		1			1	2
38				1	1	2
37					1	1
36					2	2
34					2	2
33					5	5
32			1		2	3
31					3	3
30					2	2
29		1	1		1	3
28			1		2	3
27					1	1
26					1	1
25					2	2
24			1	1		2
23			1	1		2
22					1	1
計	3	2	5	3	29	42

表頭の記号については表 2 参照

果としておきていることは、上昇率が著しく高いあるいは低い例を検討してみるとより明らかである。46% アップになった岐阜と沖縄についていうと、岐阜は東海地区で最低であったのが、静岡・愛知・三重とほぼ均衡するに至ったためであるし、沖縄は、福岡を除く九州各県がほぼ 1,500 円にそろった中に列したためである。42% アップした山口の場合は、広島・岡山との接近が進んでいる。逆に 22% アップにとどまった青森は、岩手と同

表 4 地域包括最賃のちらばり

時 点	72年度末	73 年 度 末 (うち74年 2月改訂分)		74 年 度 末 (うち74年 2月改訂分)		75年度末	76年度末
n: 地域最賃の数	34	45	29	46	29	47	47
X _{min} : 最低金額 (円)	840	1,015	1,024	1,100	1,360	1,650	1,900
X _{max} : 最高金額 (円)	1,120	1,450	1,350	1,794	1,790	2,064	2,264
R: X _{max} - X _{min}	280	435	326	694	430	414	364
$\frac{R}{X_{min}} \times 100$ (%)	33.3	42.9	31.8	63.1	31.6	25.1	19.1
$\bar{X}$: 平均金額	1,003	1,203	1,198	1,564	1,591	1,846	2,031
σ : 標準偏差	63.59	112.85	71.90	135.92	89.35	104.03	108.09
$\frac{\sigma}{\bar{X}} \times 100$ (%)	6.3	9.4	6.0	8.7	5.6	5.6	5.3

表 5 各年度末で有効の地域包括最賃の金額

時 点	72年度末	73年度末	74年度末	75年度末	76年度末
北海道	1,010	1,210	1,560	1,850	2,022
青森	940*	1,110*	1,360	1,650	1,900
岩手	—	1,050*	1,360	1,650	1,900
宮城	—	—	—	1,800	1,976
秋田	—	1,070*	1,385	1,712	1,904
山形	1,025*	1,025*	1,450	1,740	1,910
福島	—	—	1,340	1,768	1,941
茨城	1,000*	1,210*	1,610	1,880	2,064
栃木	960*	1,170*	1,616	1,877	2,060
群馬	1,100*	1,100*	1,100*	1,877	2,060
埼玉	1,055*	1,280*	1,648	1,980	2,172
千葉	1,120*	1,280*	1,710*	1,997	2,180
東京都	—	1,450	1,794	2,063	2,260
神奈川県	1,120*	1,350*	1,790*	2,060	2,256
新潟	—	1,210*	1,608	1,867	2,048
富山	1,000*	1,200*	1,640	1,895	2,070
石川	1,060	1,270	1,668	1,904	2,075
福井	1,000*	1,190*	1,604*	1,864	2,050
山梨	1,040*	1,250*	1,648	1,910*	2,086*
長野	1,020*	1,230*	1,640*	1,904*	2,080
岐阜	950*	1,160*	1,700	1,950	2,140
静岡	1,100	1,300	1,700	1,960	2,145
愛知	—	1,350	1,730	2,010	2,204
三重	1,060*	1,330	1,700	1,960	2,140
滋賀	960*	1,360*	1,360*	1,880	2,057
京都	—	1,400*	1,400*	1,960*	2,150*
大阪	—	1,440*	1,790	2,064*	2,264
兵庫県	—	1,400*	1,739*	1,960	2,146
奈良	1,060	1,060	1,600	1,838	2,021
和歌山	1,060	1,250	1,640	1,896	2,080
鳥取	930*	1,130*	1,510	1,775	1,950
島根	910	1,100	1,500*	1,745	1,935
岡山	980	1,200	1,610	1,858	2,025
広島	1,000*	1,200*	1,600	1,855	2,030
山口	910	1,110	1,585	1,845	2,015
徳島	980*	1,180*	1,535	1,781	1,940
香川	910*	1,110*	1,530	1,780	1,950
愛媛	1,015*	1,015*	1,533	1,780	1,950
高知	950*	1,160*	1,533	1,778	1,945
福岡	—	1,300*	1,610	1,865	2,040
佐賀	990	1,180	1,495	1,730	1,902
長崎	1,020	1,200	1,505	1,730	1,900
熊本	1,020	1,200	1,500	1,730	1,900
大分	—	1,070*	1,500	1,730	1,901
宮崎	—	1,080*	1,500	1,730	1,900
鹿児島	1,020	1,164	1,500	1,730	1,900
沖縄	840	1,024	1,500	1,730	1,902
計	34	45	46	47	47
* 印	21	29	9	4	2

* 印は一部職種適用除外のもの

水準になった結果である。25% アップにとどまった長崎・熊本の場合は、上記の九州 1,500 円ラインにひっぱられてのことである (表 5 参照)。

このように、第 2 回の (通常の改訂としては第 1 回の) 74 年度改訂から、既に金額の統一化の動きがはじまっており、以降表 4 にもみるような金額の統一化傾向が進行してゆくのである。

さて、75 春闘にあっては、全国一律最賃制の労働四団体共闘と野党四党共同提案が成ったわけであるが、現行地域最賃の改訂についての春闘共闘の方針は、月額一律 7 万円の目標で「7 月末を目途」として、行なうこととされていた。実際の改訂は、表 6 にみるように、74 年度改訂の見送られた群馬、滋賀、京都を含む 46 府県につき、75 年 12 月から 76 年 3 月にかけて行なわれた。76 年 1 月には、最後に残った宮城での新設が行なわれ、ここに全県の地域最賃の時期的歩みがそろうことになったのである。表 2 と表 6、あるいは表 6 の横計と縦計とを比較すれば一見して明らかなように、改訂の月はより集中しており、47 県中 31 県 (宮城新設を含む) が 76 年 1 月に集中している。

この 75 年度改訂の時の金額の変化の状態は、表 7 にみるように、毎年改訂のペースに既に乗った 42 県についていえば、最低 12%、最高 23% であって、74 年度改訂におけるチラバリ幅よりもずっと狭く、かつその中で 31 県は 15% もしくは 16% 台に集中している。そしてこの上昇率の分布のピークから外れているのは、いずれも、較差縮小の動きをとった所である。

すなわち、まず東北 4 県の 2 割台アップであるが、これは 74 年度改訂の際に南九州よりも一段と低額になって形成された全国最低のレベルの押し

表 6 地域包括最賃 1975 年度改訂の時期

前回改訂時期	1973 年	1974 年	1975 年	計
	3 12	3 7 10 11 12	1 2	
1975. 12	1	1	2 4	2 1 11
1976. 1	1	1	1 5 7	11 4 30
2			1	3 4
3			1	1 1
計	1 1	1 1 1 7 12	17 5	46
	(群馬)(滋賀)	(京都)(福島新設)		

表 7 75 年度改訂の上昇率

上昇率(%)	県の数と名前
70	1 (群馬)
40	1 (京都)
38	1 (滋賀)
31	1 (福島)
23	1 (秋田)
21	2 (青森・岩手)
20	2 (山形・埼玉)
18	1 (北海道)
17	1 (鳥取)
16	13
15	18
14	3 (石川・岐阜・奈良)
12	1 (兵庫)
計	46

上げである。また、埼玉の 20% アップは、千葉・東京・神奈川への近接のためである。他方、12% アップにとどまった兵庫の場合は、京都の金額とのバランスが回復・維持されている（表 5 参照）。

以上のような改訂の結果、地域最賃の 74 年度末から 75 年度末にかけての較差縮小傾向は、相対的のみならず、絶対的にも進行し、最低・最高の差をみても、標準偏差をみても、いずれもより小さくなった（表 4）。今回つまり 76 年度に行なわれた改訂は、時期・上昇率ともに一層の集中化を示している。今回の改訂は、76 春闘における「昭和 51 年度 4 月以降すみやかに発効するよう措置」せよとの春闘共闘の要求（3 月 16 日付要求書）、それに対する労働省の 3 月 26 日回答確認——「春闘事情なども考慮して、早急に地賃と協議しながら出来るだけ早く諮問し、改訂できるよう、労働省として指導する」——などがあって、前年度よりも早く、76 年 10～12 月の間に 47 県のすべてについて行なわれた。10 月改訂・9 県、11 月・25 県、12 月・13 県である。上昇率の分布をみると、8% 台 1 県、9%・40 県、10%・3 県、11%・1 県（秋田）、15%・2 県（青森、岩手）で、東北の 3 県以外は、すべて 8～10% 台、とりわけ 9% 台に集中している。東北の上昇率が高かったのは、前回につづいての全国最低レベルの押しあげの意味を持つ。この改訂で、東北は九州と同一水準に回復した。

以上の 76 年改訂で、最低と最高の差は、相対的にも絶対的にも一層縮小した。ただし標準偏差は若干拡大した。全体的なバラツキは相対的には縮小したが、絶対的には拡大したことがうかがわれる。上昇の率がそろえばそろそろこうした傾向になるわけで、ここに、今後の金額統一化にとっての一つの問題が示されている。

地域包括最賃の市場賃金底辺への接近

以上から、今日の地域最賃が「地域別にバラバラに分断」されたものとは一概に言えないことがはっきりしたであろう。たしかに、全国一律最賃があってそれに地域差がつき重ねられる制度の場合と比べれば、現行最賃はよりバラバラであり、またつねによりバラバラになる危険性を制度的にはらんでいる。また労働組合の要求運動も、制度が一本化した場合の方が、統一闘争を組み易くしたがつて「改良」をプッシュする可能性がより増大する。しかしこのちがいは相対的なものであり、現行最賃制の「改良」をよりおしすすめたものとして全国一律最賃を位置づけることができる。両者は絶対的に対立するものではない。

さて、決定金額の相互関連性が強化していてもその水準が極端に低ければ、現行最賃制の有効性を積極的に評価することはできないだろう。そこでどういう水準に収斂していつているのかをみておくことが必要になる。この点では、上述の相互関連性の強化の動向ほど顕著ではないが、それでも最賃の市場賃金底辺への接近傾向、つまり次第に現実の賃金に対する規制力が強化されつつある傾向が、ある程度みとめられる。以下の如くである。

周知のように、60 年代前半の業者間協定盛行の時期に決定された最賃の金額は、中卒初任給ののびに追従できない程度でしか上昇しなかった。60～66 年度間で決定最賃金額は、2.17 倍になっているが、中卒初任給は 2.45 倍になった（藤縄『日本の最低賃金』387 ページ）。しかし当時は、一旦決定された最賃が毎年度改訂されるということではなかったもので、有効な最賃の金額ののびでみると、最賃のおくれは更に著しかったのである。

表 8 地域最賃と市場賃金底辺との比較

年 度		72	73	74	75	76
A) 地域包括最賃年度末平均		1,003	1,203	1,564	1,864	2,031 円
B) A÷8		125	150	196	233	254 円
C) 男子中卒初任給		32.3	37.6	45.6	58.0	62.5千円
D) 女子 "		31.5	36.2	42.8	55.4	57.4千円
E) 女子パート時間賃金(工業)		192	224	312	343	円
F) 所定内賃金第1・10分位		—	44.2	55.8	65.5	千円
G) " 第1・4分位		—	55.6	71.4	82.9	千円
H) A×25		25.1	30.0	39.1	46.6	50.8
最賃→賃金	C	—	67	66	67	75%
前年度末の最賃×100	D	—	69	70	71	82%
当年度初または夏の賃金	E	—	56	48	57	%
	F	—	57	54	60	%
	G	—	45	42	47	%
賃金→最賃	C	77	80	86	80	81%
当年度末の最賃×100	D	80	83	91	84	89%
当年度初または夏の賃金	E	65	67	63	68	%
	F	—	68	70	71	%
	G	—	54	55	56	%

60年代後半から70年代にかけての審議会方式への傾斜・移行の時期に、漸やく中卒初任給との距離をちぢめる。65～71年度間の最賃ののびは2.56倍、中卒初任給は2.09倍であった(「日本の最低賃金」244ページ)。こうした趨勢は、地域包括最賃の普及の進んだ70年代前半にもひきつがれた。

さて、地域最賃と市場賃金底辺との関連を把握するために、まず後者を、労働省新規卒者調査による中卒初任給、賃金構造基本統計による第1・4分位数、10分位数および製造業女子パート賃金で把握し、前者と量的に対比してみよう(表8)。

ところで、最賃の基準と現実の賃金との関係は、前者の効力が後者を規制するという関係と後者が前者の決定に影響するという関係がある。したがって両者の比較には、表8に示したような二様の比率を算出することが必要である。もっともいずれの方の比率も、高いほど最賃の規制力は高まることには変りはないが……。

なお、最賃から賃金への関係をみるときは現に効力を持っている最賃すべてを、逆に賃金から最賃への関係をみるときの最賃はその時期に新設または改訂された最賃がとられねばならないが、表

8では便宜的にいずれも年度末有効の最賃の金額の比率で算出されている。

さて、われわれは表8から、多少の曲折を経つつもじりじりと最賃が市場賃金底辺へ接近しつつある傾向を読みとり得る。このような有効性の強化は、しかし次第に使用者側の抵抗にであうこと必然であり、その意味ではむしろこれからの最賃改訂闘争こそが本番ということになろう。けだし、最賃が、相場から外れた例外的低賃金を規制する機能にとどまるかぎり、最賃金額の決定をめぐる審議会での労資の争いはかなりの程度理念の争いという性格を持つ。しかし、市場賃金の底辺そのものを押し上げる機能に傾斜していけばいくほど、労資の争いは直接の経済的影響をめぐる現実的争いにならざるを得ないからである。

ところで、従来の地域最賃の改訂をめぐる抗争が理念の争いだとしても、その都度それに結着をつけてきたものは何であったのか。審議会の場では、賃金の分布・変動、中卒初任給、消費者物価、標準生計費などさまざまな要因が考慮されて金額が決定されるたてまえとなっている。しかし、結果としてみると、次第に、いわゆる春闘賃上げ率が誘導指標となってきているように思われる。

73春闘から76春闘に至る賃上げ率、20.2%、

31.9%, 12.9%, 8.9% (労働省労政局調, 民間大手企業の組合員数による加重平均) の数字の系列と, 地域最賃平均の変化率, 19.9%, 30.0%, 19.2%, 9.0% の数字の系列との相関は明らかに高い。もっとも前述したように, 73年度の改訂は明らかに消費者物価指数によっていて, 平均20%アップとなったのは偶然であり, 74年度の改訂も上昇率のチラバリは大きい。しかし75年度の改訂では, 大部分が15~16%と春闘賃上げ率にずっと密着した数字であり, そして76春闘ではほぼすべての県で春闘賃上げ率をガイドに金額決定がなされたとみることができる。

春闘賃上げ率は, 既になされた労資の合意の結果の数字であるので, 最賃をめぐる理念の争いの結着に利用しやすいガイド・ラインになるのだろう。そして春闘賃上げ率が個別賃率の引上げと定期昇給を込みにした数字であるかぎり, 賃率としての最低賃金は, 一般の賃金よりも実質上の引上げ率は若干なりともより高くなる。他面, 額ではなくて率でガイドされるということは, 絶対金額での較差拡大が見逃され易い結果をうむ。

なお, 公正競争の観点からすれば, 例年, 大企業よりも約1%ポイントほど高い中小企業での春闘賃上げ率が準拠指標となるべきだろう。労働組合のある中小企業でそれだけの賃上げをやったのだから, 未組織の分野でもそれが可能なはずだと

いうわけである。さきの白井論文で, 最賃制による賃上げの失業を生む危険性が強調されながら, 労働協約拡張の11条方式の場合は別で推奨をうけているのも同様な推論であろう。春闘賃上げの最賃への波及は, いわば事実上の11条方式である。もっとも効力拡張は, 賃金額ではなくて, 賃上げ額だというちがいがあるのであるが……。

なお, 白井論文は11条方式の推進に次いで, 最賃の周知徹底や違反摘発についての労働組合の努力と責任の問題を提起している。これについては私は全く賛成である。たとえば法19条の周知義務の措置は, そうしなければ5千円以下の罰金に処せられる犯罪となる性質のものであるが, これに対する監督摘発はおろか調査や行政指導もやられていない現状の黙認は理解に苦しむ。白井さんに権力主義と難ぜられてもかまわないから, 大いに監督行政に圧力をかけるべきであり, もしそれが嫌だったら, 労働組合自身が見易いポスター・ステッカーを作って, 工場や地域にはりめぐらすべきではないか。

地域包括最賃の有効性に関連して, 最後に, 表5にみるような例外・除外規定の減少および表9にみるような業種別最賃との較差縮小傾向に注目しておこう。業種別最賃と地域最賃の関連については69年3月の中賃「公益試算」(公益といっても, 労働者の生計費ではなくて労働市場の実態を

表9 神奈川県における地域最賃と業種別最賃

区分 最賃件名	73年度		74年度		75年度		76年度	
	最賃額	指数	最賃額	指数	最賃額	指数	最賃額	指数
神奈川県	1,350円 (1,200)	100.0 (88.9)	1,790円 (1,600)	100.0 (89.4)	2,060円	100.0	2,256	100.0
食料品	1,440	106.7	1,920	107.3	2,160	104.9	2,330	103.3
繊維	1,640	121.5	1,640	91.6	2,100	101.9	2,290	101.5
木材・家具	1,680 (1,440)	124.4 (106.7)	2,220 (1,890)	124.0 (105.6)	2,435 (2,080)	118.2 (101.0)	2,560 (2,280)	113.5 (101.1)
紙・パルプ	1,440 (1,320)	106.7 (97.7)	2,020 (1,850)	112.8 (103.4)	2,240 (2,070)	108.7 (100.5)	2,480 (—)	109.9 (100.0)
出版・印刷	1,520 (1,320)	112.6 (97.7)	2,120 (1,850)	118.4 (103.4)	2,330 (2,070)	113.1 (110.5)	2,500 (2,275)	110.8 (100.8)
機械・金属	1,700	125.9	2,120	118.4	2,417	117.3	2,625	116.4
卸売・小売	1,680	124.4	2,070	115.6	2,380	115.5	2,585	114.6

() 内は例外規定, 地域包括最賃以外で指数100以下のところは地域最賃適用になる。

主たる基準におくべしと述べて事実上最賃法1条、3条を批判するような立場なのであるが……)では、低賃金業種に業種別最賃を設定し、それから落ちこぼれる部分に地域包括最賃を適用せよとされており、この考えは、現在でも影響力を持っている。しかし、包括最賃の欠けている場合には、たしかに低賃金業種に重点的に業種別賃金ということになっても、包括最賃ができたあとは、むし

ろ高賃金業種に決定される業種別最賃こそ有意味のものといえよう。地域最賃に対して有意味の幅をもった上づみのない業種別最賃はあまり意味のない存在である。行政能率をあげるうえからも低賃金の業種別最賃はむしろ地域包括最賃に合体させるべきであり、また事実としていくつかの業種別最賃はほぼ地域最賃に現に接してしまっていることは表9にもみられる通りである。